

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 志布志市有明町伊崎田 5687 番地  
氏 名 株式会社 大隅衛生志布志  
代表取締役 梶井 聡司

令和5年8月1日付で変更届のあった一般廃棄物処理（収集・運搬）業については、  
下記の条件を付して許可します。

令和5年8月1日

大崎町長 東 靖 弘



記

- 1 種 類 し尿・浄化槽汚泥
- 2 取扱区域 大崎町内全域
- 3 搬入場所 浄化槽汚泥：曾於南部厚生事務組合 衛生センター  
し 尿 ：曾於南部厚生事務組合 衛生センター
- 4 許可期間 令和5年8月1日から令和7年6月30日まで
- 5 その他条件
  - (1) 職務遂行にあたっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
  - (2) 町長の承認を受けないで、許可によって生じた権利義務を他人に譲渡してはならない。
  - (3) 第3条に規定する申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理許可書を添えて、10日以内に町長に届けなければならない。
  - (4) 毎月分の「大崎町し尿・浄化槽汚泥処理状況報告書」を搬入種別単位で翌月の10日以内に提出すること。
  - (5) 志布志市との混載搬入は違反とし、違反については許可の取り消しを行なう。
  - (6) 各処理場管理者の指示に従い、一般廃棄物以外の産業廃棄物については搬入を禁止する。
  - (7) 許可業者以外の収集は禁止、違反の場合は許可の取り消しを行なう。